

1648	慶安1. 3. 7	◇幕府、弥彦神社に朱印状を下付する。同年、三条本成寺(7月17日)・佐渡蓮華峯寺(10月14日)・小千谷魚沼神社(2月24日)にも朱印状が与えられる(③197・820)
	5. 1	高田藩、魚沼郡各河岸から長岡までの回米運賃を定め、翌年、敦賀までの輸送体制をつくる(③713・726)
1649	慶安2. 4.	佐渡奉行伊丹康勝、慶安の石直し帳を全島で作成する(③9・62・283・465)
	6. 9	村上藩主本多忠義を奥州白河に移し、姫路藩主松平直矩を村上15万石に封じる(③40・179・249・251)
	7. 7	相川町大水害。鉢山内満水となり、家屋多数流失する(③58・364・516)
	8.23	佐渡小木港に停泊中の回船400艘余、大風のため破船する(③367)
	9	村上藩、9月から翌3年9月にかけて、家中法度・郷中法度・町方法度などを制定する(③7・8・180・251・622)
		◇与板藩、この年から翌年にかけて総検地を開始する(③228)
		◇高田藩、高田横町と呉服町に茶の専売権を認める(③564)
1650	慶安3. 3.	長岡藩、家中の軍役を定める(③122・130)
		◇新発田藩で検地を行う(③240)
		◇新発田藩、組ごとに代官を置くことをやめる(③232)
		◇村上藩、キリシタン改宗者7人を入牢させる。のち、全員牢死する(③796)
		◇佐渡でキリシタン46人死刑となる。嫌疑の者2人、江戸へ護送される(③795)
1651	慶安4. 3.	糸魚川町に新田町・鉄砲町が成立する(③573)
	5	蒲原郡旭村普談寺の観音堂に、歌仙の絵格天が飾られる(③764)
	7.15	佐渡金銀山、村上鉛4万貫を購入する(③543)
		◇佐渡金銀山衰え、出鉱不振の間歩はすべて閉山となる(③62・517・669)
	7	小千谷商人佐藤半左衛門、このころ青芋を出羽最上から仕入れ、白布を京都へ送り、販売する(③492・676)
		◇この年、長岡東地域に福島江完成する(③442)
		◇幕府領魚沼郡城内郷村々、代官・下代の非法を訴え出る(③373)
		◇蒲原郡中谷内新田(後の亀田町)できる(③684)
		◇佐渡一国通用の印銀(極印銀)を改鑄する(③522)
1652	承応1. 3.	小木の蓮華峯寺住職快慶・前相川町奉行辻藤左衛門、同寺にたてこもり反乱を起こす(③62・811)
	3.16	新発田藩、家中法度を発布する(③155)
		◇糸魚川大町に加賀藩の本陣成立する(③573)
		◇佐渡金銀山最大の鉱区割間歩、大雨で水没し、山師味方但馬、同間歩の経営から撤退する(③517)
1653	承応2. 9.19	長岡藩主牧野忠成、新潟町白山神社へ平島の新田20石ほかを寄進する(③822)
		◇このころ高田藩、上田銀山の銀山街道に宿場(銀山八宿)を取り立てる(③545)
		◇佐渡に一里塚を築く(③62)
1654	承応3.	◇村上藩主松平直矩、四万石領で検地を実施する(③181・253)
		◇この年から寛文3年までに、村上藩領北部から14か村41世帯、214人が庄内藩領へ欠け落ちする(③181)
		◇このころ与板藩、本家長岡藩への依存から脱し、独自の藩政をし(③228・229)
		◇能登から来た長兵衛、佐渡河崎・羽二生両村で製塩を開始。長兵衛、寛文2年原黒村へ移る。享保初年にいたり、原黒村の生業の中心は製塩となる(③490)
1655	明暦1.	◇沢海藩、領内総検地を実施する(③166)

		◇聖籠新川, 大岡九右衛門・七里作左衛門により開削される(③455)
		◇刈谷田川大堰築造はじまる(③443)
		◇佐渡三郡(加茂・羽茂・雑太)の境界が改定される[佐渡年代記]
1656	明暦2.④.14	高田藩, 大坂船と称する船に蔵米649俵の輸送を託し, 詐取される。大坂町奉行, この船頭を磔の刑に処す(③726)
	8. 6	幕府, 高田藩の請を入れ, 上田銀山の再開を許す[慶安元禄間記]
	12	「新潟地子帳」なる。家数1011軒(③637)
		◇村上藩, 四万石領で総検地, ついで万治1~2年にかけて, 十一万石領で実施する(③8・253・324・325)
		◇相川町困窮につき地子を減免する(③62)
1657	明暦3. 2.	長岡藩, 軍令「覚」および25か条の郷村法度を定める(③126・131・225)
	4	高田藩, 軍制を制定。戦時の部隊編成と装備を定める(③91)
	9	与板藩主牧野武成, 与板に陣屋を築く(③135)
		◇高田藩, 上田銀山に関する13か条を発し, 本格的に採掘をはじめ(③10・93・105・545・677)
		◇長岡藩, 御林山を設定し, その伐採を禁じる(③469)
	(明暦年間)	新潟地方の米を, 大坂へ西回りで回送することがはじまる(③11・726)
	(")	新潟町, 新しく町割りを実施し, 基盤目状に町並みを整備する(③637)
	(")	長岡藩, 「諸土法制」を制定する(③126)
	(")	長岡近郊六日市の六斎市, 廃止される(③585)
1658	万治1. 3. 3	高田藩, 五人組掟17か条(郷村法度)を触れる(③211)
	7	高田藩, 稲田村を新田町と改め, 高田町並みの支配とする(④573)
	8	蒲原郡三条新田, 万治の検地に際して三条町と改称, 町建てを実施する(③681)
		◇弥彦神社高橋光頼, 唯一神道(吉田神道)に帰依する(③819)
		◇刈谷田川の大江用水工事完成(承応2年工事開始)(③443)
		◇越後上田銀山に, 会津藩領から出稼ぎに来た者430人にのぼる(③546)
1659	万治2.	◇長岡町近郊の十日町六斎市, 廃止される(③585)
1660	万治3.10.10	新発田藩井上久助, 塩留一件の責を負い, 会津藩に引き渡されて斬罪に処せられる(③614)
		◇加茂町, 町割を行い市場を開く(④636)
		◇佐渡では, この年から六尺給米が徴収される(③288)
1661	寛文1.	◇高田藩, 頸城郡大潟新田の開発に着手する。延宝6年完成, 開発高4844石余(③435)
		◇北国街道の御定賃銭改定される(③704)
		◇佐渡で飢饉。相川町辻々に餓死者多数横たわる(③371)
		◇佐渡奉行所留守居役奥野七郎右衛門, 八幡村の荒地十数町を開田する。また, このころ奉行所役人内藤兵右衛門・荻野兵太夫が新保川扇状地の開田を行う(③465)
1662	寛文2. 1.	高田藩, 頸城郡大島・関田の口留番所に法度を交付する(③94・708)
		1 村上藩, 郡奉行の上に郡代を置き, 郡方職制の改訂強化をはかる(③249)
		◇高田藩, 高田町年寄に役料として与えていた御蔵米敦賀回しの特権を取り上げ, 点蠟在高の十分の一を代わりに与える(③566・730)
		◇長岡町, 船会所を普請して町会所を置く。町会所は, 享保3年表一ノ町, 宝暦8年5月16日表四ノ町に新築し, 明治に及ぶ(④571)
		◇佐渡奉行御手洗四兵衛, 奉行所役人に対し, 百姓の支障とならない原野を新田に開発することを許す(③58・63・465)
1663	寛文3. 4. 4	庄内藩, 自領に逃げ込んだ村上藩領の逃散百姓123人を送り返す(③377)

	4.16	佐渡奉行若林六郎左衛門、割間歩の稼行を中止し、反対した山師や相川町人惣代らを投獄する(③517)
	5.23	長岡船会所船道法度が定められる(③127・583・717)
	7.1	三面川・高根川など洪水。村上城下入水する(③362)
	11. 6	村上藩、天守三層櫓の造り替えを完成。山麓の居館を拡張する(③182)
	11	村上藩主松平直矩、太田三右衛門に軍書を読ませる(③754)
	12.14	蒲原郡田島村小百姓ら、非道を行ったとして庄屋を村上藩に訴える。村上藩、吟味の結果、庄屋一族19人を斬首とする(③379)
		◇長岡藩、「免定帳」を作成、独自の年貢収納制度を確立する。同11年には、「損地定免制」を採り入れる(③127)
		◇村松藩陣屋普請完了する(③170・595)
		◇津川町に六斎市が立つ(③189)
		◇京都から西川一入、佐渡に来島。源氏物語を講義する(③763)
1664	寛文4. 3. 4	村上庄内町から出火、79軒が焼失する(③363)
	3.15	高田藩、郷村法度19か条を定める(③8・212・570)
	3	幕府、朱印状改めを行い、4月から將軍家綱の領地判物・朱印状および目録を発給する(③82)
	4. 5	將軍家綱、与板藩主牧野康通に1万石の朱印状を与える(③136)
	6.1	佐渡奉行、中使制度を改め名主制とし、中使免を廃止する(③9・280・389)
	7.13	佐渡四日町村元中使源右衛門、佐渡奉行留守居役奥野七郎右衛門の非分を訴え、逆に閉門を命じられる。寛文7年、奉行所役人、源右衛門父子を殺害する(③389)
		◇長岡藩、新高2万6043石の届出をする。これを古新田という(③227)[牧野家譜]
		◇村松藩、幕府朱印状改めのため郷村帳を作成する。領内新田改めを実施し、切添え2766石余を打ち出す(③262)
		◇新発田藩入封以来の開発高2万5000石余にのぼる(③453)
1665	寛文5. 6.	村松藩、家臣の心得べき11か条の「定」を公布し、家中法度を整備する(③170)
	7.11	幕府、「諸宗寺院法度」を制定し(③12・198・786)、越佐の朱印寺社に対し、改めて朱印伏を発給する(③198)
	8.11	米価高値を理由に、佐渡一国の酒造を停止する(④521・523)
	9. 5	村上藩が蝦夷松前に注文した鶴、新潟に到着する(③738)
	10.1	高田藩、直江津今町に入港する茶を、高田と直江津で配分する比率を定める(③94・564)
	11. 1	五智国分寺に庚申塔が建立される。紀年銘のある庚申塔では越後最古のもの(⑤680)
	12.27	高田大地震。高田城をはじめ武家屋敷700余戸、町家の大半が倒壊。翌年3月、高田藩、復興のため幕府から5万両を借用する(③96・106・355・435)。また、地震のために直江津今町港口が崩壊、船の出入りさえ困難となる(③650)
		◇新発田藩で五人組制度を採り入れる(③236)
1666	寛文6.11.	高田町に初めて時の鐘が設けられる(③569)
		◇高田藩家老小栗美作、藩政改革を開始する(③97)
		◇高田藩、郷村法度21か条を制定、郷村法度が完成する(③212)
		◇寛文3年以来の割間歩稼ぎ停止により、佐渡に多くの失業者・餓死者出る。これにより、奉行、島民の他国出稼ぎを許す(③63・517)
		◇佐渡奉行所、役扶持制度を設ける(③59)
1667	寛文7. 6.19	幕府、村上藩主松平直矩を姫路に、姫路城主榊原政倫を村上15万石に移す(③182・249・251・256・325)
	6	頸城郡上刈村の百姓、寺社奉行に領主一の宮明神の重税を訴え、寛文12年ころまで争う(③374)
	9	村上藩榊原氏、18か条の郷村法度、翌年衣食住について規定した7か条の「覚」を発す(③251)

	10.18	村上城天守三層櫓、落雷で焼失。その後再建されず(③183)
		◇佐渡奉行所に惣目付役2人を置く。正徳3年7人に増員、享保1年、目付役と改称する(③57)
1668	寛文8. 3.	村上藩、年貢徴収法を土免制とし、四万石領と十一万石領の年貢賦課方式を統一する(③256)
	4. 2	新発田城全焼。侍屋敷85軒も焼失。大火から33年後の元禄13年に城の再建完了する(③157・158・361)
	4.28	高田藩、魚沼郡八木沢口留番所取締りの制を定める(③708)
	9.22	新発田藩主溝口宣直、郷村法度を定める(③236)
		◇新発田藩分家溝口修理領の蒲原郡井栗村で、代官畑与市左衛門の不正糾弾事件起こり、代官父子切腹となる(③379)
1669	寛文9. 2.24	高田藩、田端町に肴取引に関する「覚」7か条を交付する(③561)
	3	村上藩、「大庄屋・小庄屋・与頭御定」を発令する(③251)
	5. 5	新発田大地震。城の石垣崩壊、余震30日に及ぶという(③157・361)
	5	松平光長、高田の時の鐘を鍋屋町鋳物師に改鑄させる(③569)
		◇村松藩、領内総検地を開始(地詰め検地)。以後、本田畑の検地行われず(③8・170・262)
		◇塩谷の山三郎、このころ蒲原郡館村の油坪を稼ぐ(⑤376)
1670	寛文10. 5. 5	村上藩四万石領に大地震。百姓家533軒倒壊、死者13人、田200余町崩れる(③363)
	6	長岡藩領、洪水にみまわれる。翌年も洪水となる(③134)
		◇佐渡奉行曾根吉正、佐渡金銀山割間歩復興のため、相川町の7歳以上の者に1か月に9文を賦課する(③63・517・533)
		◇蒲原郡天野村周辺で信濃川直流化工事が行われる(③455)
		◇新発田藩、蒲原郡柳川新田付近で、信濃川右岸築堤工事を行う(③442・449)
1671	寛文11. 1.23	日蓮宗佐渡根本寺(正教寺)、京都妙覚寺から独立、身延・池上・中山三か寺の輪番所とされる(③808)
	5	村上藩領蒲原郡栗林村ほかの村々、前年の信濃川築堤工事のため排水が不便になったとして、新発田藩を訴える(③449)
	8. 4	佐渡奉行所、佐渡小木港の内の澗と外の澗の間を連絡する潮通しの水路を掘る(③656)
		◇村上藩全領で落地検地を行う(③253)
1672	寛文12. 2.	糸魚川一の宮社の祭事をめぐり、一の宮社人と神宮寺僧が争う(③823)
	春.	江戸の米屋半兵衛、佐渡米3万俵を買い付け、江戸へ送る。島内の米払底する(③538・727・734 ④715)
		◇高田藩、明暦3年の軍役規定を改定、詳細な軍制を定める(③7・101)
		◇河村瑞賢、奥羽米の江戸回送のため、西回り航路を開く。小木港寄港指定地となる(③11・12・638・649・656・727)
		◇高田藩、煙草の本田畑への作付けと早稲・菜種の作付けを禁止する。また商人や職人による価格・日当のつり上げ等を禁じる(③105)
		◇高田藩、山間地の役家に槇・桐・杉などの植林を命じる(③105・469)
		◇長岡藩、この年から延宝2年まで3年続きの悪作となる。百姓未進高6万俵に達する(③134)
		◇頸城郡上刈村の庄屋ほか3人、祭礼にかこつけた同所一の宮社の人足徴用を寺社奉行へ訴え出る(③759)
	(寛文年間)	小千谷縮の生産がはじまる(③10・493・500・676)
	(寛文～元禄年間)	零細高持や隷属農民の自立・台頭に伴い、有力農民による村政運営に不満を訴え、村方騒動が起こるようになる(③10・375・379・390)
1673	延宝1.	◇村松藩、大肝煎の呼称を大庄屋に改める(③260・597)

		◇佐渡奉行、凶作のため年貢を滞納した諸村百姓を石田川の水牢に入れる(③288)
		◇刈羽郡荒浜村牧口庄三郎、金引芋を蝦夷松前に移出したと伝えられる(⑤453)
1674	延宝2. 3.28	相川金銀山七枚棚に新鉱脈が発見され、以後繁栄する(③518)
	5.12	佐渡沢根村専得寺で催された相撲の行司判定をめぐり大げんか、他国船75艘の若者押し寄せ騒ぐ(③760)
	5.16	新発田藩主溝口重雄、「当領内掟」を發布、郷村支配の基本を示す(③8・236)
	6.1	この日から7月6日にかけて、長岡藩・新発田藩領で洪水。ともに3万石余の水損となる(③163・357・368)
	7.28	狩野探幽の弟子絵師久隅彦十郎ら流人102人、江戸から佐渡に送られる(③760)
	8	魚沼郡津南地方の信越国境山論、幕府評定所の裁許により越後側の勝訴となる(③450)
	10	高田田端町肴問屋の心得「覚」9か条が布達される(③562)
	秋	高田藩小栗美作、河村端賢を招き、直江津今町港改築と河川舟運開発を行う(③106)
	12	長岡藩主牧野忠辰、「諸士法制」(壁書)17か条を定める。後代家中法度の原典となる(③7・127・130・742)
	12	長岡藩、初めて家中に儉約令を出す(③135)
1675	延宝3.	◇佐渡宝生流宗家本間右京、江戸において宝生流の鏡の間を務める(③756)
1676	延宝4. 3. 1	新発田藩主溝口重雄、家中に対し心得書等の諸法令を発す(③161・744)
	3.29	高田町大火。町の大半が焼失する(③96・356)
	11	佐渡金銀山割間歩で、冬期間に水夫を樋引人足として使役するようになる(③534)
		◇佐渡城米を回送中に船が難破(9月)。以後、佐渡の回米5000石は金納となる(③728④715)
		◇安田町大火。これを機に旧城下から離れた地に町割りし、移転する(③683)
		◇新発田藩、大坂商人から借金し、江戸入用の不足を補う(③163)
		◇津川町に名主を設置する(③272)
		◇頸城郡大野村の庄屋、年番制となる。このころから近隣の村々でも年番庄屋制が実施される(②796)
1677	延宝5. 1.	高田藩、代官下代衆・大肝煎・各村惣百姓らに対し、年貢収納に不正がないよう、厳命する(③104)
	5. 7	長岡藩、新潟町に「掟」(町方法度)5か条を交付する(③131・643・645)
	6.24	長岡藩、「掟」5か条、9月23日「覚」(郷中守書)52か条など郷中・町中法度を定める(③8・131・222・225・583・588)
	11.14	長岡藩、新潟町に救恤金を貸与し、地子を軽減する[越佐史料稿本]
	12	高田藩、領内の肴をみだりに他国他領に移出することを禁じ、他領に出す場合は、「信州出肴改横目」の手判を得ることを定める(③563)
		◇高田藩、役家制の改訂を行う。高所持者をすべて役家とし、無高農民を名子とする(③221・302)
		◇このころ、高田藩、地方知行制を廃し、蔵米知行制に改める(③104・105・213)
		◇新発田藩、最後の領内総検地を開始、貞享3年に終了する(③8・240)
		◇頸城郡大潟新田組合、保倉川から潟川への逆流を防止するため、保倉川河道切り替え工事を実施、関川へ放流をはかる(⑤295)
1678	延宝6. 7.13	神道家橋三喜、弥彦神社を巡拝。神主高橋光頼、これを機に弥彦神社を神祇宗とする(③819)

		◇中江用水完成。受益地域122か村、石高2万5619石余(③105・436)
		◇村上町碓屋六右衛門、村上藩に蒲原郡館村石油坪の総坪請負を願ひ出る(⑤376)
		◇橘三喜、佐渡で日本書紀の講義を行う(③763)
		◇加賀藩、御用豆腐の大豆を購入するため、新潟に商人を派遣する(③641)
1679	延宝7. 1.	高田藩御家騒動(越後騒動)起きる。10月、幕府評定所、審理の結果、永見大蔵らを罰する(③107)
	1	長岡藩、高田藩騒動の噂を聞き、情報収集のため、家士および忍びの者を高田に派遣、村上・新発田両藩にも照会する(③131)
	9.13	佐渡奉行曾根吉正、順徳院陵遺跡を修復する(③64)
	9	林家門人小出良達、長岡藩の儒臣となり、長岡藩朱子学の基礎を築く(③748)
		◇このころ、越後の六斎市、頸城郡新井・針・岡野町、三島郡脇野町、魚沼郡小千谷・十日町・堀之内・六日町・塩沢に、日市は刈羽郡北条・魚沼郡上野・千手新田・四日町・浦佐・八幡の各地に開かれる(③674)
		◇高田藩分限帳に、新規召し抱えの能役者・狂言師がみえる(③754)
1680	延宝8. 3.	長岡藩主牧野忠辰、新潟町の孝子3人を表彰する(③744)
	6	この月から8月にかけて、大雨のため越後・佐渡で被害多し。新発田藩では3万2000石余、長岡藩で4万8000石余の水損高となり、佐渡相川では役家・民家残らず流失、鉱山間歩ほとんど水没する(③64・163・359)
	6	佐渡一國惣百姓、佐渡奉行に水替樋引人足免除願ひを出す。このため、翌年から樋引費用は地方物成から賄う(③64・388・518)
	8.25	沼垂町、新たに船入りの堀をつくり、港町として再生をはかる。新潟町、これに反対、幕府に提訴する。翌9年6月4日、幕命により堀は埋めもどされる(③632)
	8	長岡藩、「軍法備立」を作り、高田藩越後騒動に向けて出動準備を整える(③130・132)
	(延宝年間)	栃尾町で「白紬」の生産がはじまるという(④474)
1681	天和1. 5.	津川船、会津藩回米3万俵を新潟まで積み下げる(③718)
	6.26	將軍綱吉、越後騒動を親裁。松平光長を改易し、遺領を幕府領とする(③7・39・43・76・108・114・215・274・709)
	7. 1	長岡藩、高田城受取りを命じられる。村上藩・村松藩も城受取りに参加。7月26日、城を受け取る(③71・123・131・135・183)
	7	村松藩、糸魚川清崎城を受け取り、破却する(③170・574)
	7	新発田藩など5大名、高田城に在番する。高田城主、5年間不在となる(③71・133)
	9	佐渡の農民、城米5000石の金納が困難なため、巡見使に米納に復するよう訴願する[佐渡年代記]
	11. 6	三島郡出雲崎町の敦賀屋祐貞ら、百韻連歌を催す(③767)
	11	高田大雪となり、「この下に高田あり」と記した高札が立つ(③356⑤702)
	12. 2	権大納言小倉実起父子、佐渡に流される(③751・761～763)
		◇光長改易後の幕領支配のため、高田に役所を設け、代官4人を置く。頸城郡吉木・新井・高野・戸野目には、御用場(後に陣屋)を設ける(③39・41)
		◇高田町の戸数3333戸、人口2万1567人をかぞえる(③565)
		◇高田藩領で川役として鱒・鮎の運上を納入する村数209、役鮭の納入952尺、金額にして125両(③485)
		◇新発田藩、越後流兵学の国枝重隆を召し抱える(③754)
1682	天和2. 2. 8	幕府、信州松代藩主真田信房ら4大名に旧高田藩領の検地を命じる。4月に開始、7月完了(③8・41・215・274・276・302・501)

	4.15	村松藩主堀直利, 直書をもって旗奉行ほか諸役人頭に対し, 足輕らに関する「定」を達する(③170)
	4	三国街道川口宿, 米と馬の購入代金拝借を願い出る(③702)
	夏	国上寺五合庵を開いた萬元, 『吾妻の道の記』を著す(③765)
	9.11	牧野忠辰, 「諸士法制」を改訂する(③128)
		◇長岡藩領新開高1万9743石を書き上げ, これを外新田という(③227)[牧野家譜]
		◇新潟町民, 沼垂町民と信濃川湊島の帰属をめくり対立, 島の両側の水深により, 決することに定める(③634)
		◇新発田藩領蒲原郡井栗村の土豪的庄屋3人, 非道ありとして追放される(③379)
		◇佐渡小木に下の番所が設置される(③658)
1683	天和3. 5.	佐渡相川大洪水。割間歩に水が入り, 樋104艘中32艘水没。6月, 佐渡奉行, 樋98艘より下を放棄と決定する(③64・518)
	8. 5	沼垂町, 長嶺村および馬越村の地を借り, 鏡ヶ淵に町割りを行い移転工事を開始。貞享元年移転する(③633)
		◇幕府, 市振関所に「関所高札」を交付する(③709)
		◇直江津今町の家数, 光長改易の影響を受け, 延宝8年の612軒から464軒に激減する(③648)
	(天和年間)	このころ, 小千谷に出雲崎代官の出張陣屋が置かれる(③39)
	(")	西村平作, 蒲原郡築地村に寺子屋●辰亭を開設する(③752 ④765)
1684	貞享1. 3.18	国上寺初代五合庵主萬元, 寺泊の遊女初君の歌碑を撰す(③765)
		◇幕府代官設楽孫兵衛, 蠟点所を頸城郡大貫村から同郡吉木村に移す(③42④511)
		◇新発田藩の新田開発高, 入封以来86年間で3万488石余に達する(③455)
		◇沢海藩, 領内総検地を実施, 1反を300歩とする(③166)
		◇村上藩, 米蔵を沼垂町から新潟町へ移転。沼垂の衰退激しくなる(③634)
		◇越後屋江戸本店・同向店・同京都店, 十日町に縮買店を置く(③677)
		◇幕府, 魚沼郡の上田銀山を再開し, 高田商人須浜屋又兵衛の請負山とする(③547)
		◇新発田藩, 水原の支城を廃す(③683)
		◇佐渡岩谷口村の船登源兵衛船, 蝦夷地江差の伊勢屋又兵衛に越後米を売却する(⑤477・478)
1685	貞享2. 5.16	新井の願生寺, 高田浄興寺と「安心」をめぐり争い, 敗れる(③800)
	12.11	幕府, 小田原藩主稲葉正往を高田10万3000石に移し, 金1万両を貸与する。天和1年以来5年間続いた藩主不在状態が終わる(③39・43・109・114・274)
1686	貞享3. 2.	頸城郡新井の六斎市に市場取締り掟が定められる。(③675)
	3.28	新発田町, 火災のため95軒・2寺を焼失する(③361)
	4	幕府代官設楽孫兵衛, 領内に鄉村支配に関する11か条の「覚」を公布する(③278)
	9.26	頸城郡御前山と西海の山論, 神文絵図に境界墨引きをし, 決着する(②794)
		◇刈羽地方の幕領支配のため, 柏崎に陣屋を置く(③39)
		◇長岡藩, 刈谷田川牧野一之江の工事を完成する(③443)
		◇新発田町検断, 1人から2人制となる(③604)
1687	貞享4. 2.	新潟町会所に時の鐘をかける[新潟市史]
	8.25	幕府, 沢海藩主溝口政親の封地を没収, 廃藩とし, その領地1万石支配のため, 沢海陣屋を置く(③40・46・167)
	10	長岡藩主牧野忠辰, 儒臣小出善助に命じ, 藩中の文武奨励をはかる(③743)

	12. 3	高田詰の幕府代官岡上次郎兵衛、支配地の不十分な統治を譴責され、切腹する(③278)
		◇万元、『旅の寤覚』を著す(③766)
		◇幕府、光長遺領支配のため、頸城郡吉木、川浦に陣屋を設置する(③39・42・43)
		◇村松町大火。これを機に馬市が廃され、城町できる(③596・598)
	(天和～貞享期)	越後・佐渡から、西回り海運により年貢米等を輸送する体制が定着する(③729～737)
1688	元禄1. 3. 1	新発田藩、「庄屋・名主共へ申し渡す覚」を発付する(③232・235・236)
		3 水原町大火。これを機に町割りを行う(③683)
		5.3 新潟町会所、他所の商人・漁夫が新潟でみだりに商売することを禁じる[越佐史料稿本]
	9. 2	新井に東本願寺掛所(後の新井別院)が創設される。同3年8月、三条掛所が建設される(③800)
		◇長岡藩、松・杉・槻・桐を四木と定めて、伐採を規制し、植林を奨励する(③469)
		◇新発田町の町人、大宝寺原を開発し、茶を栽培する(④486)
		◇村上藩、飛び地領(四万石領)支配の役所を、燕町から三条町へ移す(③682)
		◇佐渡奉行鈴木重祐、40か条の郷村法度を発令する(③289)
1689	元禄2. 5.29	白根、町建てし、開市する(④632)[中蒲原郡誌]
		6.27 松尾芭蕉、曾良を随行、鼠ヶ関から越後に入り、7月12日まで滞在。村上・直江津・高田など、各地の俳人らと交遊する(③777)
	10. 2	越後国分寺に雷火、本尊五智如来を焼く[越後野志]
		11 高田町中の名主、信州商人宿・馬宿は小町の特権であることを確認する(③560)
		◇幕府、河村瑞賢に上田・白峯両銀山の経営を命じる(③547)
1690	元禄3. 2.	村松藩、全文65か条の郷村法度「郷中定」、および郷中支配役人に対する27か条の「定書」を発す(③7・171・261・469)
		8 幕府代官馬場新右衛門、「覚」6か条を発し、農民と手代・下役との癒着防止をはかる(③278)
		11 荻原重秀、佐渡奉行となる。直ちに地方支配の抜本的改革に取り組み、郷蔵を増設、年貢の倍增を命じる(③64・284・286)
1691	元禄4. 4.	佐渡相川の山師、奉行荻原重秀に鉾山不振を訴願する。荻原、青盤間歩等の直山取立て、新鉾開削などを命じる(③518)
	5. 4	荻原重秀、佐渡国中の名主・組頭を集め、田畑屋敷改めの実施を伝え、血判起請文をとり、田畑屋敷の刈高・年貢高・諸役を書き出させる。その結果、佐渡の年貢高2万3021石余が4万5064石余になる(③284・462)
	(⑧)	新発田藩領内に悪疫流行、藩医を派遣する(③369)
		10 新発田藩、領主米輸送を組々の手船輸送から沼垂船統の船に代える(④689)
		12.28 日向延岡藩主有馬清純、糸魚川5万石に移される(③43・79・115)
1692	元禄5. 6.	長岡藩主牧野忠辰、将軍綱吉に論語を進講、時服を与えられる(③743)
		7.21 蒲原郡中谷内新田(亀田町)、新発田藩に宿場と六斎市の開設を願い出る(③684～685)
		10 頸城郡西浜11組と頸城4組、加賀藩の参勤交代に際し馬1500匹、富山藩の通行には同500匹が割り当てられる(③696)
		◇上田・白峯銀山が奥州田島代官支配となり、小出島陣屋が設置される(③39・45・547)
1693	元禄6. 3.19	佐渡奉行荻原重秀、全島で実測検地を開始、翌年春に完了する(元禄検地)。佐渡国石高13万355石9斗8合となる(③9・11・64・280・285・341・669)
		3 高田平野の上江用水、岡野町村まで完成する(③437)

		10	蒲原郡中谷地新田, 町建てし亀田町と改称。翌7年11月3日, 初めて六斎市を開く(③685・686)
1694	元禄7. 2.		長岡藩主牧野忠辰, 弥彦神社の高橋左近を招き, 神道の相伝を受ける(④745)
		3	高田藩, 高田の上小町に旧来の煙草問売りに加え, 小売りの独占権を許可する(③561)
			◇糸魚川町8か町庄屋へ信州者の脇宿禁止を触れる(③577)
			◇栃尾坂新道開削される(③680)
			◇佐渡奉行所, 地方役所の長官として, 地方元締役(享保5年在方役と改称)2人を置く(③280)
			◇佐渡河原田の商人中山新右衛門, 田畑67町余, 持高1114石の地主となる(③687)
1695	元禄8. 5. 1		糸魚川藩主有馬清純, 越前丸岡城に移される(③43・115)
		12	長岡藩儒臣3人, 弥彦遷宮式に際し詩歌をつくる(③748)
			◇高田藩, 平地では1.2石, 山間地では1石以上の高持百姓を本棟, それ以下を名子棟として, 役銀の増徴をはかる(③109・306)
			◇幕府, この年から元禄15年までに, 総額11万3000両を佐渡金銀山に投入する(③519)
1696	元禄9. 3.		新発田藩能役者野村武右衛門, 清水谷能舞台で能を上演, 百姓・町人にも公開, 1日4000人が見物する(③160・755)
		4	この月1か月間に, 小千谷商人12人が縮荷37箇・2843反を, 十日町商人6人が縮荷38箇を江戸に送る(③676)
		5.1	佐渡金銀山に南沢疎水坑完成, 諸間歩の湛水一時に流れ出る(③11・519・526)
1697	元禄10. 4.		魚沼郡堀之内の縮問屋から, 江戸へ縮215反, 小千谷からも縮222反が江戸へ出荷される(③505)
		6.14	高田藩主稲葉正往, 弟通周に三島郡小島谷村の新墾田1000石を与え分家させる。通周, 幕府に仕え寄合となる(③192)
		6.19	振矩師静野与右衛門, 佐渡相川一丁目と二丁目間の川に水車を建て, 安鍬を粉成することを認められる(③526)
		6	新発田藩, この月から8月にかけて, 領内の寺社・修験などに由緒を書き上げさせる(③788)
		7	蕉門の惟然坊, 越後に来遊する(③780)
		11.1	長岡藩, 栃尾町3酒座の営業を公認, 栃尾郷内の酒販売を独占させる(④526)
			◇この年の新潟入港の船舶3500隻, 船籍地40余国。出入りの貨物金額46万両にのぼる(③638・736)。また, 入津物資中に西塩(瀬戸内塩)がみえる(⑤435)
			◇幕府, 全国に国絵図改訂を命じる。元禄13年, 村上藩, 岩船・蒲原郡の改訂図を献上。同15年, 長岡藩, 三島・古志郡以南の越後国絵図を提出する。越後国村数3964, 石高81万6775石に達する(③77)
1698	元禄11. 1.19		魚沼郡川口村船会所, 「定」を取り決める(③715)
		3.11	幕府, 上総八幡邑主堀直宥を椎谷1万石に移す(③113)
			◇魚沼・刈羽・頸城3郡の四品(縮・木炉・杪・煎茶)運上, 請負制となる(③506)
1699	元禄12. 4.		幕府, 新潟町と沼垂町との信濃川中州支配をめぐる争論について, 新潟町の權益を認める(③634)
		6.12	幕府, 本多助芳を出羽国村山から糸魚川1万石に移す(③44・115)
		6.28	新発田藩の江戸麻布新堀普請手伝い終わる。このころより, 藩財政が悪化する(③163)
			◇高田藩主, 幕府に領内産の煙草を献上する。以来, 頸城・魚沼地方山間部産の煙草, 「大鹿煙草」の名で全国に広まる(③402)
			◇栃尾に六斎市開催が許可される(③680)
1700	元禄13.		◇長岡船道の河渡高札場, 渡里町から上柳河渡へ移り, 翌年さらに草生津河渡へ移る(③717)

		◇新発田藩の清水谷能舞台、城中二の丸へ移される(③755)
		◇村上藩の新潟町蔵宿16人、藩に郷宿業務に関する連判請合証文を差し出す(③732)
		◇蕉門吉井雲鈴、佐渡に渡り4年間に在島。のち、この間の作句を集め『摩詰庵入日記』を刊行する(③781)
1701	元禄14. 2.	佐渡蒔場村小百姓、小木代官に長百姓9人による村政の不当支配を訴える(③390)
	3. 7	長岡藩、長岡町から初めて金200両を借用する(③135)
	6.14	幕府、高田藩主稲葉正通を下総佐倉に、佐倉藩主戸田忠真を高田6万7850石に移す(③39・42・110・192)
	7. 5	村松藩、大坂加番の諸入用に不足し、領内に150両の献金を命じる(③172)
	9	新発田藩、家臣の役夫を5年間免除、倭約を命じる(③164)
		◇幕府、吉木陣屋を廃し(正徳3年再開、享保9年閉鎖)、代わりに高野と戸野目に陣屋を設置する(③39・42)
		◇幕府、新井に陣屋を設置する。また戸野目が戸田氏高田藩領となったため、陣屋を戸野目から稲村に移す(③39・42・43)
		◇高田藩、領内寺社などに由緒を書き上げさせる(③788)
		◇縮の生産・販売盛んとなるに伴い、小千谷町の人口、延宝9年の1036人から1636人に、家数は184戸から340戸に増加する(③676)
		◇安田町に六斎市開催が許可される(③683)
		◇越後の和算家小村松庵、「漢術和変」を著す(④832)
		◇佐渡金銀山活況を呈し、この年、越後から米2800石、翌15年は5000石、16年には1万石を佐渡に積み入れる(③65)
1702	元禄15. 1.	佐倉藩領上三島方面村々、年貢米川下げをめぐり長岡船道と争論となる。翌年、魚沼船が佐渡御用米を理由に、幕領魚沼郡の年貢米を与板に直送し、長岡船道と争う(③716)
	7.18	幕府、美濃岩村藩主丹羽氏音を頸城郡高柳1万石に移す(③79・114)
	9.12	幕府、与板藩主牧野康重を信外小諸に移し、跡地を幕領とする(③40・45・136・228)
	11.22	幕府評定所、寛文期以前にはじまる頸城方面の信越国境山論を裁定する(③441)
		◇杉田甫仙(玄白の祖)、新発田藩に外科医として150石で召し出される(③160)
1703	元禄16.11.	柏崎町の長井郁翁、京都で俳書『俳諧柏崎』を刊行する(③774)
	(元禄年間)	◇林家門人録「升堂記」に、高田藩家臣3人、長岡藩家臣3人の名前がみえる(③742・748)
1704	宝永1. 5.28	幕府、村上藩主榊原政邦を播磨姫路に、姫路藩主本多忠孝を村上15万石に移す(③183・186・252)
	10	本多忠孝、郷村法度「条々」を布達。榊原時代の法度内容を踏襲する(③252)
		◇直江津の石塚陸夜(南会木)、『藁人形』2巻を刊行する(③781)
1705	宝永2.④.	長岡藩、江戸浅草川浚い普請手伝いを命じられ、翌3年、この費用として長岡町に御用金1500両を課す(③134・135)
	8	蒲原郡上和田村百姓、代官の年貢取立てに対し、傘連判状で抗議する(③379)
	8	村上町の茶畑面積、この年110町2反5畝16歩となり、畑総面積の約7割に及ぶ(③625)
	9.21	村松藩主堀直利、幕府寺社奉行となる(③170)
	11.27	幕府、沢海代官支配1万石のうち、6000石を旗本小浜行隆知行地とする。行隆、沢海に陣屋を置く。幕府、蒲原郡満願寺に出雲崎の出張陣屋を置き(『中頸城郡誌』は宝永4年とする)、残地4000石を支配させる(③40・46・192)
	12. 3	幕府、遠州掛川城主井伊直朝の城地を没収し、養子直矩に与板2万石を与える(宝永3年入封)(③136・229)

	12.13	新潟古町, 本町と協定を結び, 塗物と紙の独占販売権を確保。その他の商品は, 両町で自由に扱うことと定める(③642)
	12.25	新発田藩, 農民に19か条の法度書を示し, 節儉と勸農を命じる(③8・236)
		◇上田銀山, 元禄2年からこの年まで繁昌する。山中の戸数1000軒, 寺院が3か寺に達する(③548)
		◇柏崎町長井郁翁, 京都で俳書『柏崎八景』を刊行する(③774)
		◇柏崎の船数が62隻を数える(④610)
		◇幕府, 蒲原郡石瀬に陣屋を設置し, 頸城郡5万3895石, 旧与板藩領1万9295石を支配させる(石瀬陣屋は享保9年廃止, 元文5年再置される)(③40・45)
1706	宝永3. 5.	幕府, 上田銀山から花降銀・銀鉛等の搬出を禁じる。幕府による銀山経営終わる(③549)
		◇村松藩主堀直利, 朱子学徒佐々木孝政を15人扶持で召し抱える(③747)
		◇美濃派の俳人各務支考来越する。翌4年, 直江津今町滞在を記念し, 「南無俳諧」をまとめる。同5年5月, 再び, 信州から高田に入る(④813)
		◇柏崎の長井郁翁, 伊勢参宮後, 上洛して芭蕉十三回忌に池西言水と出席する。後に「郁翁伊勢詣」をまとめる(③774)
1707	宝永4. 3.	長岡藩, 積雪が往来の妨げとなるため, 道奉行に取締方を命じる(③358⑤704)
	12.15	新発田藩主溝口重元, 「新発田御法度書」, 「御在番人積」を公布, 家中法度・軍役を定める(③161)
	12	新発田藩, 新発田町掟を発する(③608)
		◇新発田町の町屋敷数, 家持463軒・借家292軒, 計755軒となる(③602)
1708	宝永5.	◇新発田藩, 知行高100石以上の藩士を「給人知行渡方帳」に登録する(③201)
1709	宝永6. 3.	魚沼郡の堀之内商人, この月から8月末までに, 米740俵・大豆250俵・荏草50俵を長岡・新潟の商人に売却する(③677)
	8.25	旗本安藤信富, 知行地を刈羽郡春日村以下10か村に移される。陣屋は春日村に置く(③193)
	9.13	村上藩主本多忠孝没する。幕府, 分家本多忠良に家を継がせ, 21日, 15万石を5万石に減封する(③46・186・380)
	10	幕府, 村上藩減知分10万石の支配のため, 蒲原郡黒川と館村に陣屋を設置する(正徳2年廃止)(③40・46・380)
		◇魚沼・刈羽・頸城3郡に七品運上請負制度が成立する(③506)
		◇魚沼郡塩沢から浅貝にいたる6か宿, 上州沼田商人による越後米の付け越し輸送をやめ, 宿継ぎにすべきと訴える(④670)
1710	宝永7. 1.25	新発田藩主溝口重元, 儒医小浜玄篤から三綱領の講釈を受ける(③745)
	4.11	村上藩領蒲原郡燕・太田など85か村の農民, 幕府領編入を望み, 江戸に越訴する(③10・187・380)
	5.17	佐渡国惣百姓, 幕府巡見使に諸役人・名主・長百姓の不正を訴える(③391)
	5.23	幕府, 村上藩主本多忠良を三河刈屋に移し, 上野高崎藩主松平輝貞を村上7万石に移す(③44・186・381)
	⑧.15	幕府, 高田藩主戸田忠真を下野宇都宮に移し, 桑名藩主松平定重を高田11万石に移す(③110・750)
	9. 8	蒲原郡燕組太田村三五兵衛ら150人の農民, 出府し, 再び村上藩四万石領の幕領編入を訴える(③381)
		◇新潟港出入りの貨物金額58万1000両に及ぶ(③641)
		◇加賀藩参勤交代継立てに, 越後の寄馬集まらず, 加賀から通し人馬で通行する(③698)

1711	正徳1. 2. 5	佐渡奉行荻原重秀, 佐渡一国通用の印銀の改鑄を命令する(③522)
	4. 6	村松藩, 見附御用達に1000両の御用金を課す。同月18日, これに応じなかった渋谷八之丞に閉門を命じる(③172)
	5	長岡町の肝煎, 検断と職名を改める(③581)
	10.12	幕府評定所, 村上藩四万石騒動の農民側の訴えを却下, 代表3人を流罪とし, 大庄屋の不当を戒める。正徳3年, これを契機に幕領の大庄屋制が廃止される(③382)
		◇新発田町町屋敷数, 家持483軒・借家281軒, 計764軒となる(③602)
1712	正徳2. 8. 3	幕府, 旗本松平乗包に蒲原郡13か村3000石を与える。陣屋は同郡高野村に置かれる(③193)
	8	村松藩, 財政改革のため地方知行制を蔵米知行制に改め, 全家臣から禄米の一部を借り上げる(③173)
	9.11	荻原重秀, 佐渡奉行を罷免される。26日, 佐渡奉行2人制となる(③51・54・65・392・700)
	12. 4	新発田藩領中之島組名主・組頭, 連判して大庄屋の非法を藩に訴える(③384)
	12.12	幕府, 館林藩主松平清武に岩船・蒲原郡内の幕領から2万石を加封, 高田藩へも同郡から3万石を与え, 残り幕領5万石の支配のため, 三日市組館村(新発田市)に陣屋を置く(③40・46)
1713	正徳3. 5. 8	相川町奉行が町方改と改称される(③55)
	6. 2	新発田藩領中之島村名主与茂七ほか4人, 組中徒党し庄屋へ非義を申しかけたとの罪科により, 獄門・死刑に処せられる(③385)
	6	この月, 新発田藩, 町在に「諸事申渡覚書」を公布し, 支配の強化をはかる(③386)
	9	佐渡奉行河野通重, 7か条の分地制限令を発布する(③290)
		◇新潟町の堀の両側に柳が植えられる[新潟市史]
		◇石瀬代官小宮山長右衛門, 蒲原郡岩室温泉の営業を認める[岩室村史]
		◇曹洞宗耕雲寺と村松慈光寺との間に本末論争が起きる。享保7年, 慈光寺は越前龍沢寺末と決定する(③804)
		◇佐渡奉行所機構改革はじまる。酒造・煙草・附木・米・薪等について請座制が発足する(③57・288④58)
		◇佐渡奉行2人制実施に伴い, 奉行通行路が, 往路は三国街道, 帰路は北国街道となる(③700)
1714	正徳4. 6.10	江戸町人, 佐渡金銀山の産銅を使い, 請負いで鑄銭を行う(④446)
	秋.	伊勢の俳人岩田凉菟来越する(③780)
		◇新潟町, 5か所に仲番所を設け, 米穀・諸商品から仲金を徴する[新潟市史]
		◇新発田町に肴問屋2軒が成立。肴売買に関する独占権を与えられる(③612)
1715	正徳5. 4.25	長岡藩主牧野忠辰の新潟巡見に際し, 新潟白山神社で演能あり。29日にも行われる(③755)
	5.12	新発田藩主溝口重元, 伊藤仁斎の門人緒方維純を召し抱え, 学問の師範を命じる(③745・749)
	8.15	溝口重元, 緒方維純に城中で月5回儒書の講釈を催すよう命じ, 藩士に出席を強制する(③160・746)
		◇柏崎町市川釜滉, 俳書『小太郎』を刊行する(③775)
		◇佐渡奉行, 宝永一国訴願の訴えを入れ, 永代名主を禁じる(③331・339・399)
		◇佐渡奉行河野通重, 47か条の郷村法度を発す(③289)
		◇頸城郡新井村, 戸口169軒・1135人を数える(③674～675)